

## 第7回子どもを共に育む京都市民憲章推進条例制定検討委員会 会議録

- 1 日時 平成22年12月27日(月) 午前10時00分～午前12時00分
- 2 場所 こども相談センター パトナ
- 3 出席委員 (五十音順, 敬称略)  
磯貝, 上野, 大畑, 川村, 小室, 柴原, 徳田, 中川, 長屋, 西岡, 西脇  
藤岡, 藤本, 水野, 宮本, 森田, 山内, 山下(徹)
- 4 次第
  - (1) パブリックコメント及び市民シンポジウムの結果について
  - (2) 答申(案)について
  - (3) その他

委員長

まず、パブリックコメントと市民シンポジウムのまとめから事務局に説明いただきたい。

事務局から、資料2、資料2-2、資料3により説明を行う。

委員長

パブリックコメントの意見にあった「このような自然な営みを条例にすること  
を哀しく思う」というのはまさにそのとおりだと思う。社会の変化、人間の営みの変化  
がこういうことを余議なくさせているということだろう。委員会で議論されたことを市  
民の皆さんも感じているということで総括させていただきたい。

次に答申案について、パブリックコメント、市民シンポジウムに寄せられた意見、京  
都市会の意見を受けて、事務局が修正を加えているので、説明をお願いしたい。

事務局から、資料4、資料4-2により説明を行う。

委員長

では、この答申案について御議論をいただきたい。  
まず、5点の修正については、これでよいだろうか。

委員

事業者の責務について、修正前の「子どもの健やかな成長を脅かさない事業活動」と  
いうのはわかるが、修正後の「成長に資する事業活動」とは、企業すべてに言っている

のか、企業運営を言っているのか、曖昧になっていると思う。

委員長

これは市会からの意見を反映したもの。「資する」と修正したことで意味が広がり曖昧になった。事業者の立場としては、すべて子どものために事業をしなければならないのか、という捉え方になりかねない、という意見だと思う。

事務局

企業運営としての趣旨で記載している。「事業者の責務」ということになるので、一般論としてこういう表現になる。一方で、条例骨子案の「5 憲章の実践方策」の(6)の5点目では、「事業者は、子どもの健やかな成長を脅かす商品子どもに提供しないよう努める。」とし、「脅かす商品」と具体的にしている。

委員

例えば、「健やかな成長に配慮した事業活動」とすれば、もう少し限定的にならないだろうか。

委員長

法律用語として「配慮」という文言を条例に用いるのは難しいかもしれないが、言葉としてはよいと思うので、事務局で検討していただきたい。

事務局

答申としては「配慮した」との表現とし、条例化にあたっては、さらに誤解を招かない表現を検討していきたい。

委員長

では、5点の修正についてはそれでよいだろうか。

(各委員から意見なし)

次に、答申案の「はじめに」と「おわりに」について、事務局から説明を。

事務局から、資料4に基づき説明。

委員長

では、委員の皆さんから御意見をいただきたい。

## 委員

「はじめに」の2枚目の4行目、「憲章が市民にとって手の届きやすいものとなり～」という表現についてだが、今までも、憲章は手の届きやすいものではなかっただろうか。届けたい人に届けられていないということはあっても、内容が難しすぎて手が届かないというものではなかったはず。

## 事務局

憲章には高邁な理念が書かれており、具体的に何をしたらよいかわからず実践に繋がらない、ということもあったと思うので、こういう書き方をしていた。御指摘のように手の届かないところにあったというようなイメージは適当でないので、表現を検討したい。

## 委員

「おわりに」の1について、「分かりやすく説明したリーフレット等を作成していただくとともに、これから大人になる高校生や中学生にも読んでもらいやすくするための工夫も検討してください。」では、まるでリーフレットを作ることが目的のようになっている。あくまでも憲章の実践の推進が目的なのだから、もう少し幅のある表現に改めてほしい。

## 委員

これまでの議事録を読ませてもらっても、「おわりに」が唐突すぎて、これまでの議論が反映できているのか理解できない。第4回会議録の委員長発言では「条例は抽象的なものなので、実践化はアクションプランになる。」とあり、それで8の(3)に「行動指針」の規定が設けられた。もう少し論理的に整理して、締まった文章にして内容も整理して書いてもらわないと。

## 委員長

「おわりに」と念押しするのだから、これまでの議論を踏まえて、「次はアクションプランですよ」と、行動指針を推進会議できちんと決めそれを実践・推進してほしいと繋がる形で書く必要がある。それをまず言っていただいて、次に、例えば身近なものにするためにわかりやすくなるような工夫を敢えてやってください、という形になるのだろう。

先ほどの「憲章が市民にとって手の届きやすいものとなり～」という表現については、どうだろうか。

委員

例えば「市民にとってより身近なものになり」という表現はどうだろうか。

委員

私も「手が届く」という表現よりも「身近なもの」という表現がよいと思っていた。

委員長

では、そのように修正したい。

他に意見は。

委員

「はじめに」の論点1に関して、ここの「公」は行政を意味していると思うが、今は「公」は行政だけが独占すべきものではないと言われている。公的な環境整備の主体は何かということと言うならば、「公」という表現はふさわしくなく、はっきりと「行政」と記載すべきでないか。

委員長

NPO等を指して「公」に含まれるという認識か。地域社会とは関係ないか。公助に入らないか。

委員

従来、「公」＝「官」であったことに対して、今は、色々な担い手が分有すべきといわれているし、私もそれがあるべき姿だと思う。NPOは公的な活動をする主体なわけだし、私たちも公益法人である。言葉のことを言っているのではなく、「公」・「共」・「自」で分けてしまうと、「行政がやるもの」と「共」と「自」に分けられているように読める。市民活動による「新たな公」がどこに区分されるかがわかりにくい。「公」をすべて行政が担うとするニュアンスならば、意味の薄い条例になる。行政に依存するような社会の在り方を前提にするものではなく、市民が担うことに意義があるので、こういった「公」＝「行政」という使い方はもったいない。

委員長

「公」については、論者によってその範囲が異なるだろう。例えば、NPOの方々地域を超えたことをやっているとの使命感を持っており、自分達の活動を「公助」と位置づけているだろう。一方で、行政がやっていることだけでは話にならない、ということから「共助」や「自助」という概念が出てきた。

## 委員

この条例の基本的な性質は何なのかということと関わる議論かもしれない。この条例単独で成り立つものではない。例えば、京都府や近隣自治体の個別型のいわゆる規制条例（虐待やポルノの規制）と相互にリンクする関係であることを強調したほうが総合条例としての性質が鮮明になると思う。例えば、児童福祉法とその他の児童福祉関連法のように、すべての子どもの条例の基本となる条例であると位置付けしたほうが、総合条例としての基本的な特徴が明確になるのかなと思う。

## 委員長

前提として憲章があるので、児童福祉法と違って体系化が難しい。今の話でいうと、基になる児童福祉法に当たるのが憲章。それを推進するのがこの条例。この条例ですべて具体化したとは思っていない。この条例は、あくまでも推進するために必要なことを整備したもの。この先、さらに枝分かれして新たな条例が必要になることもあろうが、それはこれから先の人達に任すことになる。

先ほどの「公助」に係る議論について。一般的な市民は「公」とは「行政」を指して使っている。したがって、NPO の活動等は共生社会の一部として、「共助」の方の意味を広げて書いていると理解してもらえないだろうか。どちらにしても「帯に短し襷に長し」ではある。

## 事務局

前段で「行政等」としているとおおり、行政以外のものを排除して「公」と定義したものではない。

## 委員長

そうならば、行政とその他の公助と分けて書いたほうがいいかもしれない。市民としては、環境整備はまず行政がすべきと考えている。そういう意味で、そこがあいまいになると、「行政以外の他でやれ、ということか」という話になってしまう。かといって「行政におまかせ」になってしまうと困る。

## 委員

市長への答申なのだから、「行政がすべき」と、もっと強めの表現にしてもよいのでは。

## 委員

市民として、予算的に難しくてもやっ払いこうというのが元々の憲章。地域では、「公助」「共助」「自助」という言葉は頻繁に聞かれる。隅々について言葉遊びのようにならないよう、本当に大事なことが消えないように。

#### 委員長

「公助」「共助」「自助」の言葉は残したとしても、これを機会に、行政はしっかりしてくださいよ、という表現を入れましょう。それによって、後の「公助」を生かす形にすればよい。

#### 委員

「公助だけでなく」という表現が、既に「公助」ができている前提の印象を与える。「公助」が豊かになることによって、憲章実践の困難さが取り除かれ、「共助」「自助」による憲章の実現が可能になっていく、という流れのように、一方的でなく相互作用的な表現になればよい。

#### 委員長

行政の責務というのは入れつつ、「公助」「共助」「自助」の相互協力によって実現していくという表現だろう。

問題のポイントは、今、「共助」というものが弱まっているということ。そして、その根本は個人個人の考え方である「自助」。今のままではいけないということが行政にも市民にもわかってきた。そういう状況が改善されることが表現できればよいと考える。

#### 委員

すべてをリンクさせるのがこの条例であると考え。市民相互、行政と市民、条例と条例、条例と法令をリンクさせていく中核的な条例として位置付けたい。

#### 委員

「おわりに」について。あくまでも大人が第一ということを忘れてはならない。高校生や中学生等にわかりやすく、ということも大切だが、内容が薄まってしまうように表現に配慮してほしい。

#### 委員長

おっしゃるとおりだが、大人にわかりやすいリーフレットとは何だろう、ということにもなる。もちろん大人にわかってもらうことが一番。

では、これまでの意見を踏まえて答申をまとめたい。

まず事務局案を作成し、各委員の意見をもらったうえで、委員長と副委員長で確認させていただくということによろしいか。

(特に意見なし)

委員長

それでは、事務局から事務連絡を。

事務局から今後のスケジュールについて説明。

委員長

今回の委員会が最終回になるので御挨拶申し上げたい。

すばらしい憲章があるが、これが十分に浸透していないということで市長から諮問をもらったのだと思う。ただ、根底には、憲章をもっと広めなければならないという、悲しい現状があるという認識のもとに出発している。私の言葉で言わせてもらえば、個人主義の負の側面がでてくる。これをどう克服していくのかが21世紀の大きな課題であり、その潮流の中で今喘いでいるということ。日本では無縁社会という言葉まで出てきた。将来を託す子どものことを思うと、どういう環境で育んでいくかということは大きな課題になっているということで、この委員会が立ち上げられた。熱い議論があり、色々な考え方を教えていただいたことは私にとっても良かった。各委員におかれても、今後、それぞれの持ち場で、この委員会でのことが生かされるのではないかと思っている。次の推進会議、策定される行動指針が、より実効性がある、より具体的なものになると期待している。後の推進会議に任すことになるが、次のステップの中心になってほしいと思っている。皆さんの御協力に感謝している。

事務局

委員長、各委員の皆様ありがとうございました。最後に京都市を代表して谷口政策監から御挨拶させていただきます。

谷口政策監挨拶

事務局

それでは、以上をもって第7回の委員会を閉会させていただきます。